

請 願

受理番号	請 願 第 1 号	件	消費税率を3％に戻す意見書の採択を
受理年月日	10. 5. 25	名	求める請 願
請 願 者	戸 田 市 本 町 3 - 8 - 1 3 埼 玉 土 建 一 般 労 働 組 合 戸 田 支 部 代 表 松 原 民 泰 外712名		
紹介議員	菅 野 栄		

【請願趣旨】

消費税が導入されて既に9年、税率が3％から5％に引き上げられてから1年が経過しました。消費税の増税は長引く不況に拍車をかけ、戦後最悪の底冷え不況をもたらしました。住民の暮らしと営業はますます深刻になっていますが、景気回復の方向は見えていません。

マスコミも、「97年度の消費税率引き上げ、特別減税打ち切りなど9兆円の負担増は、消費を冷え込ませた」（「日経4/7社説」）、「日本経済が暗礁に乗り上げはじめたのは、政府が消費税を3％から5％に引き上げると決めたときからだ、とエコノミストたちという」（英ガーディアン紙4/3付）など、マスコミも不況の原因が消費税増税にあることを指摘しています。

消費税減税と景気回復との関係について、各党の代表も「消費税減税が一番有効だ」という議論はたしかにある」（山崎自民党政調会長）、「特別減税をやるより、消費税を下げる方がはるかに効果がある」（野田自由党政審会長）、「消費に直結する消費税減税が一番効果がある」（筆坂日本共産党政策委員長）、「党の中に消費税減税が一つの議論としてある」（旧民主党伊藤政調会長）などと発言しています。アメリカのルービン財務長官も「消費税率を3％に戻せないか」と宮沢元首相に要請しています。

冷え込んだ景気を回復して、住民の生活と地域経済を守るためには、5％に引き上げられた消費税を、せめて3％に戻すことがどうしても必要です。

ぜひ、貴議会で、消費税率を3％に戻す意見書を政府と関係機関に上げていただきますよう請願いたします。

【請願事項】

1. 当面、消費税率を3％に戻すこと。

受理番号	請 願 第 2 号	件 名	年 金 制 度 の 改 善 を 求 め る 請 願
受理年月日	10. 6. 2		
請 願 者	戸 田 市 上 戸 田 9 4 - 2 戸 田 民 主 商 工 会 会 長 横 山 郎		
紹 介 議 員	花 井 伸 子		

【請願の趣旨】

消費税の引き上げや医療費の改定等によって、景気の悪化に拍車がかかり、失業率統計史上最悪を記録するなど、経済状況の悪化、雇用不安など住民の暮らしは大きな不安に包まれています。とりわけ高齢者は、医療費の負担増と10%を超える失業率に見られる就労機会の極端な減少に、生活不安をかきたてられています。

こういう状況のもとで、厚生省は99年の公的年金制度の改定に向け、保険料（掛金）の引き上げと給付水準の引き下げに加え、厚生年金の廃止を含む「5つの選択肢」なるものを示しました。支給開始年齢についても、まだ実施段階に入らないうちから67歳への繰り延べが検討されています。こうしたこともあって、公的年金制度への不信感は一層広がっています。今、経済状況の悪化を背景に、中小零細企業での社会保険未加入や国民年金の滞納が増え、保険料を払えない人は800万人にも達し、公的年金制度の空洞化が懸念されています。

一方、無年金者や低額年金者をカバーするための制度改善の必要性が各方面から指摘され、制度の底上げのために、諸外国で広く実施されている最低保障年金制度の創設を求める世論が広がり、各地方議会においても1,000に近い地方自治体から意見書が提出されています。また、1994年の第131臨時国会では、「国民年金法の一部を改正する法律」の附則及び付帯決議で基礎年金への国庫負担の増額を求めています。年金制度の安定化のために、この決議の実施が緊急に必要と思われます。

年金・社会保障制度への不安、不信は高齢者だけのものではありません。あらゆる年齢層で将来への不安感が広がっており、このことが当面の経済困難とも相まって消費不況を一層深刻にしているということは、識者やマスコミが共通して指摘していることです。財政構造改革法について、社会保障にかかわっては弾力的な措置が検討されているのも当然のことです。

ついては、安定した年金制度の確立を図り、年金・社会保障制度に対する国民の信頼を取り戻し、地域住民の不安を解消していくために、下記事項の実現について、地方自治法第99条第2項の規定による国及び関係機関への意見書を提出されるよう請願いたします。

【請願事項】

1. 無年金者や低額の年金者をなくすため、全額国庫負担の最低保障年金制度の創設に向けて検討を開始すること。
2. 第131臨時国会における「国民年金法の一部を改正する法律」の附則と付帯決議に基づき、基礎年金に対する国庫負担を直ちに2分の1に増額し、早期に全額とすること。
3. 公的（老齢）年金制度の支給開始年齢を原則60歳とすること。